

INTERNATIONAL INSOLVENCY PRACTICE NEWSLETTER

TOPICS

1. 米国連邦倒産法チャプター15 手続における *comity* (礼讓)
2. WARN 法に基づく使用者による通知義務の適用除外事由
3. 《EU 倒産法事情》ドイツ倒産手続におけるクロスライセンスに関するミュンヘン高等地方裁判所の判決

米国連邦倒産法チャプター15 手続における *comity* (礼讓)

米国以外の国において裁判所による倒産手続（以下「外国倒産手続」）が開始された債務者が米国内に資産を有している場合に、外国倒産手続の効果を当該在米資産にも及ぼすため¹、外国倒産手続の管財人等が米国の倒産裁判所に対して米国連邦倒産法（以下「倒産法」）第15章の手続（以下「チャプター15」）による外国倒産手続の承認を求めることがあります。チャプター15による承認を受けると債務者の米国内の資産について倒産法の一部規定が適用されますが、特に注目されるのは、倒産法363条の適用²を受けて担保権等の負担を除去し、資産の売却条件を有利にすることができることです。しかし、倒産法は何ら制約もなく適用されるわけではないようです。近時、外国倒産手続における在米資産の売買に対する倒産法363条の適用に関して言い渡された2つの裁判が、国際倒産における *comity* (礼讓) の役割という視点からチャプター15を介した倒産法の適用に関する議論を深めているので、ご紹介します。

¹ 一般に、ある国の法的倒産手続の効力は当該国内の人及び物に対してしか及ぼさず、外国に所在する人又は物に対して効力を及ぼすには、当該外国において当該法的倒産手続の承認を別途受ける必要があります。

² 実際に倒産法363条を適用して資産譲渡を行うには、チャプター15による外国倒産手続の承認を受けていることを前提に、別途、倒産法363条による倒産裁判所の譲渡承認を得る必要があります。

1つは、日本で会社更生手続を開始したエルピーダメモリ株式会社（以下「エルピーダ」）に関する2012年11月16日の裁判です。エルピーダは同手続開始後に、スポンサーである Micron Technology, Inc.等に対し米国内で保有する資産を売却する契約を締結し、同契約につき、デラウェア州の倒産裁判所に対し倒産法363条に基づく譲渡承認の申立てを行いました。ここで具体的問題となったのは、国際倒産においては *comity*、すなわち外国での裁判手続を経た事項については現地の裁判所の判断を尊重する法理が広く支配していることから、倒産法363条に基づく譲渡の承認を与えるに際し、倒産裁判所が独自に譲渡の要件³の審査を行うべきか、或いは日本の裁判所が譲渡を承認した判断を尊重して倒産裁判所は審査を控えるべきかということでした。倒産裁判所は、倒産法の文言上⁴倒産裁判所の審査の範囲には何ら制限がなく、またチャプター15の起源である UNCITRAL のモデル法の趣旨は主たる倒産手続が行われる国の法の適用を他国に強いるものではないと述べ、さらに *comity* を重視するあまり倒産法の規律が骨抜きにされることは許されないことを指摘し、通常の米国内における倒産手続の場合と

³ 判例により、ビジネス上の正当な目的、適切な情報開示、価格の合理性及び誠実な交渉が要件とされています。

⁴ 外国倒産手続における在米資産の譲渡に、倒産法363条の適用が認められています（倒産法1520条(a)）。

同様に、倒産法 363 条が適用される要件を審査しました⁵。

もう 1 つは、英領ヴァージン諸島で倒産した Fairfield Sentry Limited (以下「Fairfield」) に関する 2013 年 1 月 10 日の裁判です。Fairfield は英領ヴァージン諸島における倒産手続において、同時期に倒産した投資先への債権を額面の 32.125% で売却する契約を締結しましたが、直後に当該投資先の新たな資産の存在が判明し、譲渡された債権の価値が上がりました。そうしたところ、当該債権の譲渡契約では、英領ヴァージン諸島の裁判所から譲渡の承認を受けるだけでなく、ニューヨークの倒産裁判所から承認を受けて倒産法 363 条に基づく譲渡を行うことが規定されており、これに従う申立てを受けた倒産裁判所は、倒産法 363 条の要件に照らし譲渡価格の合理性を審査するべきか、或いは先に英領ヴァージン諸島の裁判所が譲渡を承認した判断を尊重し独自の審査を控えるべきか判断を迫られました。倒産裁判所は、モデル法の精神に鑑みてチャプター 15 が全般的に comity に服すべきことを述べ、その上で、当該債権は在米資産とは言い難く、倒産裁判所よりも英領ヴァージン諸島の裁判所の方がより強い利害関係を有していることから、譲渡の有効性については同国の裁判所の判断を尊重すべきとし、さらに加えて、倒産法はチャプター 15 において同一の資産に対して複数の国の法律が区々に適用されることを許容していないと指摘し、倒産法 363 条に基づく譲渡の承認において通常行われる要件の審査を行いませんでした⁶。

上記の両裁判の判断を分けた原因は、譲渡される資産の性質の違いや倒産法 363 条に基づく譲渡の承認を求めた経緯の違いであるともいえますが、上記の通り comity に対する倒産裁判所の考え方の違いが大きな要素となっていることは否定できないでしょう。米国内に資産が存在する債務者の国際倒産において、チャプター 15 を介して倒産法の

規定を利用することにはメリットがありますが、comity という複雑な判断要素が存在するため、倒産裁判所の判断を予測することが困難である場合があり、それゆえ米国以外の国における倒産手続で決定された取引が米国内では実行できなくなる可能性があることに留意する必要があります。

WARN 法に基づく使用者による通知義務の適用除外事由

債務者が、倒産手続において事業の停止や人員削減を行うこととなり従業員を解雇する場合には、米国連邦倒産法 (以下「倒産法」) 以外の連邦法又は州法が定める従業員の解雇や事業所の閉鎖に関する債務者の義務に関する規定が適用されることとなります。

連邦労働者調整・再訓練予告法 (The federal Worker Adjustment and Retraining Notification Act)⁷ (以下「WARN法」) においては、100 人以上の労働者を雇用する使用者の多くに対し、使用者が事業所の閉鎖による解雇又は大規模な解雇を行う場合には、それにより影響を受ける労働者の代表、又はかかる代表がない場合には個々の労働者に対して 60 日前までに通知をなすべき旨が規定されています。使用者が規定に従わずに 60 日の通知期間を置かず労働者を解雇をした場合、使用者は、労働者に対し、不足の通知期間に対応する期間の賃金の支払いを行わなければならないと定められています。

しかし、WARN 法は、使用者が、事業の閉鎖を回避若しくは延期するための資本あるいは事業上の対応を行う際に 60 日前の労働者への通知が障害になると誠実に判断した場合、又は事業所の閉鎖若しくは大量解雇が合理的に予見できない事業上の事情によるものである場合のいずれかを証明できるのであれば、当該使用者に 60 日前の通知義務は適用されず、使用者は、60 日の期間経過前であっても、事業所の閉鎖又は大量解雇を行うことができると規定しています。

⁵ そのため、エルピーダは倒産法 363 条の要件を満たす取引であることの証明を求められましたが、エルピーダが証明に成功したため、最終的には、倒産法 363 条に基づく資産の譲渡が認められました。

⁶ 先立って英領ヴァージン諸島の裁判所は当該譲渡を承認していたため、ニューヨークの倒産裁判所も当該判断を尊重し、倒産法 363 条に基づく譲渡を承認しました。

⁷ 合衆国法典第 29 編第 2101 条以下。

第五巡回区控訴裁判所は、Flexible Flyer事件において、かかる適用除外事由のうち「合理的に予見できない事業上の事情」について審理しました⁸。

Flexible Flyer の名称でブランコや回転木馬等の製造業を行っていた FF Acquisition Corp. (以下「Flexible Flyer 社」) は、1997 年に Cerberus Capital Management Corp. (以下「Cerberus 社」) によって設立されましたが、Flexible Flyer 社は利益を計上したことがなく、継続的に損失を出していました。Flexible Flyer 社は、その資本のほぼ全てが Cerberus 社より供給されていましたが、それに加えて CIT Group Commercial Systems, LLC (以下「CIT」) から、ファクタリング契約による融資を受けていました。Cerberus 社は新事業年度開始の都度 Flexible Flyer 社に対して、当該事業年度中に業績が改善しない場合には会社を閉鎖することとなると告げてはいたものの、実際に同社が閉鎖されることはありませんでした。しかし、2005 年になり、Flexible Flyer 社は、部品の欠陥による製品リコール等の事情により財務的な危機を迎えることとなりました。同年 4 月、Flexible Flyer 社は、影響の及ぶ部門の労働者に対して解雇の可能性を通知しました。また、取引先は、Flexible Flyer 社に対して、数百万ドル相当の製品の購入の延期を伝えてきました。

経営陣は、請求を受けた損害の選別を行い対策を進めつつも、Flexible Flyer 社の主要な競業社が倒産手続の申立てに至ったという状況もあったため、その難局を切り抜けられるだろうと楽観していました。

2005 年 8 月、Flexible Flyer 社は、不採算部門の分割や倒産手続の申立ても含めた選択肢を検討するため、専門家に相談しました。

その後間もなく、Flexible Flyer 社は CIT より与信限度額を削減され、更にその 2 週間後、CIT による与信提供が全て停止されることとなりました。Flexible Flyer 社は、追加出資を Cerberus 社に要請しましたが、それも拒絶され、同年 9 月 9 日、Flexible Flyer 社はミシシッピ州においてチャプター 11 手続の申立てを行いました。同日、Flexible

Flyer 社は、労働者に対して、WARN 法に基づく 60 日前までの通知義務の適用除外の場合であるとして簡易な通知を行い、同社が事業活動を終了させること、それにより全社的な解雇となることを伝えました。

100 人超の元労働者のグループが、倒産裁判所に対して、WARN 法に基づく 60 日前の解雇通知を怠った責任が Flexible Flyer 社にあるとして、不足の通知期間に対応する期間の賃金の支払いを求めて同社に対する裁判手続の申立てを行いました。倒産裁判所は、予見できない事業上の事情がある場合であるとして、Flexible Flyer 社は 60 日前に通知をなすべき義務を免れると判断しました。また同裁判所は、本件の事情の下において、Flexible Flyer 社は、「通知を出すことが可能な実務上最も早い日」に労働者に対して WARN 法に基づく通知を行っていたとも認定しました。上訴を受けた地方裁判所は、倒産裁判所の判断を是認しました。

第五巡回区控訴裁判所の 3 人の裁判官による合議体は、倒産裁判所の決定を支持しました。予見可能性の問題について、裁判所は、「単に、当該事業上の事情が発生する可能性があるというだけでは、かかる事情が合理的に予見可能であるとはいえない」とし、「そうではなく、発生の蓋然性がある場合に、事業上の事情が合理的に予見可能となり、それにより、『予見不可能な事業上の事情』という例外規定が使えなくなる」と判示しています。

第五巡回区控訴裁判所は、Flexible Flyer 社の事業の閉鎖が合理的に予見可能ではなかったという倒産裁判所の判断を否定しませんでした。第五巡回区控訴裁判所は、「全ての証拠によれば、Flexible Flyer 社の経営陣は、会社を存続させることに注力しており、来たるべき閉鎖に向けた計画はしていなかったことが認められる」と認定しました。そして、Flexible Flyer 社の財務状況は、8 年間の大部分は危機的であったという事実があるにもかかわらず、Flexible Flyer 社の事業を継続させるという経営陣の経営判断、及び次年度への事業継続に向けた期待は、「完全に合理的であった」との倒産裁判所の判示についても、明確な間違い

⁸ *Angles v. Flexible Flyer Liquidating Trust (In re Flexible Flyer Liquidating Trust)*, 2013 BL 35609 (5th Cir. Feb. 11, 2013)

は犯していないと判示しました。さらに、「CIT及び Cerberus 社の両者が完全に資金提供を取りやめることを決定し、それが警告もなしに同時に取りやめられたことによってはじめて、閉鎖が避けられないものとなった」と判示しました。

倒産裁判所の決定を支持するにあたり、第五巡回区控訴裁判所は、WARN 法は、使用者の経営判断を保護し、使用者が会社と仕事を守るためにあらゆる合理的行動をとることを奨励することを意図しており、倒産裁判所による事実認定に基づいて、Flexible Flyer 社が WARN 法に違反したとして責任を負わせることは、成功の蓋然性がある場合においてさえ使用者に会社を見捨てることを奨励するだけであると述べ、本件は、WARN 法の基礎的な目的に合致し、予見不可能な事業上の事情を満たす「説得力ある事例」を示すものであると判示しました。

ある面で、Flexible Flyer 社の件は、教訓的な事案です。労働者の削減や大量解雇、事業の閉鎖に至り得る問題に直面した使用者は、WARN 法及びそれに類似する州法に基づく義務に注意しなければなりません。経営者が、予期せぬ事態のために 60 日目の通知によらない簡易な通知を行うには、当該事態が予期しないものであったことだけでなく、事業所の閉鎖又は大量解雇に至るまでの間になされた経営判断が、当該状況下において合理的であったことを証明できるよう準備をしておくべきです。なお、第五巡回区控訴裁判所の分析によると、閉鎖を強いられる事業上の事情の生じる可能性ではなく、むしろ閉鎖に至る蓋然性が決定的な要因となります。

《EU 倒産法事情》

ドイツ倒産手続におけるクロスライセンスに関するミュンヘン高等地方裁判所の判決

2013年7月25日、ミュンヘン高等地方裁判所は、取消不能なライセンスが倒産手続において法的強制力を失うわけではないと判断しました。このミュンヘン高等地方裁判所の判決は、倒産管財人によるクロスライセンスの拒絶に関するものでした。周知の通り、クロスライセンス契約は、半導体産業、バイオ産業、ソフトウェア産業及びインターネット産業のように、特許の多く集中する産業において重要な役割を果たしています。すなわち、特許侵害のリスクを最小限に抑えるため、市場参加者は、特定の分野における特許、特許出願及びノウハウを使用する権利をお互いに付与しています。さて、この判決に対しては既に上告がなされていますが、ミュンヘン高等地方裁判所の判断は、連邦最高裁判所が依然としてライセンス契約は倒産の影響を免れるもの（insolvency-proof）ではないと考えていることを述べた、2012年のドイツ連邦最高裁判所による付随的意見に従ったものでもあります。そのため、ミュンヘン高等地方裁判所の判断にもかかわらず、現在のところ、ライセンス契約がドイツの倒産手続において倒産管財人により拒否されることはないとは言いきれません。そして、このことは独占的ライセンスであれ、非独占的ライセンスであれ、変わりません。しかしながら、連邦最高裁判所がライセンス契約が失効した場合でも、そのサブライセンス契約は基本的に存続し続けることができるという判断を示していることから、ライセンシーはグループ会社でサブライセンス契約を締結することで、ライセンサーの倒産による契約解除のリスクを回避できる可能性があるでしょう。

(Jones Day フランクフルト事務所 Christian Staps 弁護士／翻訳：Jones Day 東京事務所)

外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号 神谷町プライムプレイス
 電話 03-3433-3939
 FAX 03-5401-2725
 WWW.JONESDAY.COM

世界各国のジョーンズ・デイのオフィス

アーバイン	アトランタ	アムステルダム	クリーブランド	コロンバス	サウジアラビア
サンディエゴ	サンパウロ	サンフランシスコ	シカゴ	シドニー	上海
シリコンヴァレー	シンガポール	台北	ダラス	デュッセルドルフ	東京
ドバイ	ニューヨーク	パリ	ピッツバーグ	ヒューストン	フランクフルト
ブリュッセル	北京	ボストン	香港	マイアミ	マドリード
ミュンヘン	ミラノ	メキシコシティ	モスクワ	ロサンゼルス	ロンドン
ワシントン					

編集責任者： 弁護士 佐藤 りか (rsato@jonesday.com)
 弁護士 森 雄一郎 (ymori@jonesday.com)
編集者： 弁護士 棚澤 高志 (ttanazawa@jonesday.com)
 弁護士 広重 隆司 (thiroshige@jonesday.com)
 弁護士 大平 勇介 (yohira@jonesday.com)
 弁護士 川崎 邦宏 (kkawasaki@jonesday.com)
 弁護士 高橋 俊昭 (ttakahashi@jonesday.com)
 弁護士 大山 剛志 (toyama@jonesday.com)
 弁護士 徳本 尚子 (ntokumoto@jonesday.com)
 弁護士 西山 誠一 (snishiyama@jonesday.com)
 弁護士 花田 裕介 (yhanada@jonesday.com)

本ニュースレターに含まれる情報は、特定の事実や事情に関する弁護士の法的なアドバイスではないことをご留意ください。本ニュースレターは著作権による保護の対象となります。弊事務所の事前の許可なく複製、転載、変更、翻案、翻訳、再配布等することはできませんのでご注意ください。本ニュースレターを使用することによって生じ得るいかなる損失に対しても弊事務所は責任を負いません。